

教育資料室だより

No.14 令和4(2022).10.1

発行 桐生市教育資料室

桐生市小曾根町1-9 (西小学校内)

電話・FAX 0277(43)3171

桐生の教育史をたどる

【学制 その7】

去る令和4年9月5日、学制発布150年を記念する式典が開かれたとの報道がありました。そこで、今回は教育資料室だよりNo.2【学制その1】で取り上げた「学制序文(學事奨勵ニ關スル被仰出書)」の全文を紹介いたします。

異国船の出没、攘夷から開国、大政奉還、王政復古、戊辰戦争、版籍奉還、廃藩置県…幕末の動乱から新政府の誕生と世の中がめまぐるしく変わっていく維新の時代、明治政府が三大改革の一つとして最初に打ち出したのが教育改革＝学制です。この学制序文には、この当時のこれからの日本にとって、教育がいかに大切かとされる理由が述べられています。教育基本法等に掲げられる現代の教育理念と比較してみるのも面白いと思います。〈学制その8へ続く〉

☆ 参考及び引用 「学制百年史」本編 資料編

学事奨励に関する被仰出書 (学制序文)

太政官布告第二百十四号 (明治五年申年八月二日)

人々自ら其の身を立て 其の産[しんだい]を治め 其の業[とせい]を昌にして 以て其の生[いっしょう]を遂ぐる所以のものは他なし 身を脩め 智[ちえ]を開き 才芸[きりょう わざ]を長ずるによるなり 而して 其の身を修め 智を開き 才芸を長ずるは 学[がくもん]にあらざれば能はず 是れ学校の設ある所以にして 日常行[ひびのみのおこない]言語[ことばづかい]書算[ならい そろばん]を初め 士官[やくにん]農商百工技芸[ひやくしやう あきんど しょくにん げいにん]及び法律政治天文医療等に至る迄 凡そ人の営むところの事 学あらざるはなし 人能く其の才のある所に應じ 勉勵して之に従事し 而して後 初めて生を治め 産を興し 業を昌にするを得べし されば 学問は身を立つるの財本[ざいさんとしほん]ともいふべきものにして 人たるもの誰か 学ばずして可ならんや 夫の道路に迷ひ 飢餓に陥り 家を破り 身を喪ふの徒[ともがら]の如きは 畢竟 不学よりして、かかる過ちを生ずるなり 従来 学校の設ありてより年を歴ること久しと雖も 或いは其の道を得ざるよりして 人其の方向[めあて]を誤り学問は士

人以上の事とし 農工商及び婦女子に至つては之を度外に置き 学問の何物たるを辨ぜず 又 士人以上の稀に学ぶ者も 動もすれば国家のためにすと唱へ 身を立つるの基たるを知らずして 或いは詞章[ことばのあや]記誦[そらよみ]の末に趨り 空理虚談[むだなりくつ そらばなし]の途に陥り 其の論高尚に似たりと雖も 之を身に行ひ 事に施すこと能はざるもの少なからず 是即ち沿襲[しきたり]の習弊[しゅうへい] [わるきくせ]にして 文明普ねからず 才芸の長ぜずして 貧乏破産喪家の徒多き所以なり是故に 人たるものは学ばずんばあるべからず 之を学ぶに宜しくその旨を誤るべからず 之に依て 今般文部省に於て学制を定め 追々 教則[おしえかた]をも改正し 布告に及びべきにつき 自今以後 一般の人民 華士族[後に誤謬訂正として卒を追加] 農工商及び婦女子 必ず邑[むら]に不学の戸なく 家に不学の人なからしめん事を期す 人の父兄たる者 宜しく此の意を体認[こころえ]し 其の愛育の情を厚くし 其の子弟をして必ず学に従事せしめざるべからざるものなり 高上の学に至りては、其の人の材能に任すと雖も 幼童の子弟は男女の別なく 小学に従事せしめざるものは 其の父兄の越度たるべき事。

但し 従来沿襲の弊 学問は士人以上の事とし 国家のためにすと唱ふるを以て 学費及びその衣食の用に至る迄 多く官に依頼し 之を給するに非ざれば学ばざる事と思ひ 一生を自棄[じぶんからすて]するもの少なからず 是皆惑へるの甚しきものなり。自今以後 此等の弊を改め 一般の人民 他事を抛ち、自ら奮つて必ず学に従事せしむべきやう心得べき事

右之通被 仰出候條 地方官二於テ邊隅小民二至ル迄 不洩様便宜解譯ヲ加ヘ 精細申論文部省規則ニ隨ヒ 學問普及致候様方法ヲ設可施行事

(右の通り仰せ出され候ふ条 地方官に於て 辺隅小民に至る迄 洩らさざるやう便宜解訳を加へ 精細申し諭し 文部省規則に隨ひ 学問普及致し候ふやう 方法を設け施行すべき事)

※ 明治5年8月2日は 新曆では1872年9月4日